



植樹祭に参加者しませんか

☎ 上下水道課 ☎ 932-1445(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線236)

福岡都市圏で使用する水道水の約3分の1は「筑後川」の水です。その筑後川流域にある大分県日田市で、植樹祭を行います。植樹体験や公園の散策をととして、自然環境や水の大切さを知りませんか？
まずは、お気軽にお電話ください。

- ▶ **日時** 2月22日(土)
受付 7時45分
出発 8時 解散 17時
- ▶ **場所** 大分県日田市大山町
※集合・解散場所は須恵町役場です
- ▶ **内容** 植樹活動、大山ダムの施設見学、梅祭り会場の散策など
- ▶ **対象者** 須恵町にお住まいの人で、足場の悪い野外で活動できる人
※小学生の場合は、保護者同伴でお願いします。
- ▶ **定員** 40人(申込多数の場合は、抽選します)

- ▶ **参加費** 無料
- ▶ **申込方法** はがき、FAX、メールのいずれかに「大山ダム水源地域上下流交流事業参加希望」と明記し、郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・年齢(小中高生は学年)・携帯電話番号を記入の上、須恵町役場 上下水道課へ送ってください。
- ▶ **宛て先** 〒811-2193 須恵町大字須恵771番地
須恵町役場 上下水道課
FAX 931-1827
✉ suido@town.sue.lg.jp
- ▶ **申込期間** 1月31日(金)必着
- ▶ **持ってくるもの** 軍手・水筒
※小雨決行です。雨具・長靴などは、各自でご用意ください。



令和2年度 町立保育園・認定こども園で働く 保育士・栄養士・調理員を募集します

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)

来年度、町立保育園・認定こども園で勤務する会計年度任用職員(非常勤の公務員)を募集します。詳しくは、下表のとおりです。また、採用にあたっては随時、面接を行います。

職種	要件	1日の勤務時間	勤務日数	給与	勤務場所	
保育士	クラス担任	●保育士資格・幼稚園教諭免許を有する人	7時間45分	月21日程度	月額193,132円～	町立保育園または認定こども園
	フルタイム	または	7時間45分	月21日程度	月額164,194円	町立保育園または認定こども園
	パート	●保育士資格を有する人	7時間45分以内※	要相談※	時給 1,008円	町立保育園または認定こども園
栄養士	栄養士資格を有する人	7時間45分	月21日程度	月額159,636円	町立保育園	
調理員	フルタイム	調理師免許を有する人	7時間45分	月21日程度	月額157,304円	町立保育園または認定こども園
	パート	調理師免許の有無は問わない	7時間45分以内※	要相談※	時給 951円	町立保育園または認定こども園

※勤務形態に応じて、社会保険ならびに雇用保険(週20時間以上の勤務かつ月額88,000円以上となった場合)へ加入、または雇用保険のみ加入する場合があります。

- ▶ **各種手当** 通勤手当、期末手当(賞与)、退職手当など有り
- ▶ **提出書類** ①須恵町会計年度任用職員履歴書または市販の履歴書
②該当する職種の資格証(免許証)の写し
- ▶ **提出先** 子ども教育課 1階窓口

☎…問い合わせ先



手続きはお済みですか？ 幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金には申請が必要です

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)

幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金には、申請が必要です。対象となっている人は、3か月ごとに手続きを行なってください。詳しくは、下表をご確認ください。

利用料の種類	必要な手続き	締め切り
①届出保育施設の利用料	10～12月分利用料償還払いの申請 ※①～③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。 ※認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは、認定通知書に同封した書類をご確認ください。	申請書提出締め切り 令和2年1月31日(金)
②私立幼稚園の預かり保育利用料		
③認定こども園1号の預かり保育利用料		
④待機児童支援助成金	10～12月分の助成金申請 ●継続して対象となる人には、前回の(不)交付決定通知書に申請書を同封しています。 ●初めて申請する人、前回申請していない人は、子ども教育課で申請書をお受け取りください。 ※①に該当する人で、届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を④で申請してください。 例) 届出保育施設に通園。毎月基本保育料48,000円を支払う。 ①により、42,000円まで無償(3歳未満児上限額)⇒園に申請差額の6,000円を④で申請⇒役場へ申請	

申請の対象になるかなど、ご不明なことは子ども教育課へお問い合わせください。



新入学準備金(就学援助)受給申請受付について

☎ 子ども教育課 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線273)

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。

この度、令和2年度に新1年生(小学生・中学生)となる児童生徒がいるご家庭へ、就学援助の一部である新入学学用品費のみ先行して3月に支給を行います。希望する保護者は、期間内に申請してください。

- ▶ **対象者**
 - ・申請期間、須恵町内に住居登録がある人で、令和2年度に須恵町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
 - ・就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人

- ※生活保護を受給している世帯は、対象になりません。
- ▶ **申請期間** 2月3日(月)～19日(水)
8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

※2月19日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け。
※申請期間を過ぎた場合は、対象となりません。

- ▶ **申請場所** 子ども教育課 2階窓口
- ▶ **持ってくるもの** 印鑑(認印)、校納金振替口座を希望する通帳(西日本シティ銀行またはJAのみ)
- ▶ **提出書類** 令和2年度 新入学準備金受給申請書(子ども教育課窓口備え付け)
- ※平成31年1月2日以降、須恵町に転入した世帯は、18歳以上の世帯員全員の平成31年度所得証明書が必要です。

次の書類をお持ちの人は、各書類の提出が必要です。

- 児童扶養手当の証書
- 遺族年金・障害年金の受給金額がわかる書類

今回はあくまで「入学準備金のみ」の申請です。学用品費、給食費などの援助が必要な人は、改めて「令和2年度就学援助制度」の申請(6月予定)が必要です。



☎…問い合わせ先